

鹿屋市告示第 62 号

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 3 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男



令和 8 年 3 月 3 日 決 裁

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1 鹿屋市農地耕作条件改善事業の項の次に次のように加える。

水利施設管 理強化事業	水利施設管理強化事業実 施要綱（令和3年3月29日 付け2農振第3534号農林 水産事務次官依命通知。以 下この項において「要綱」 という。）に規定する省エ ネルギー化計画に位置付 けられた農業水利施設の 管理に要する経費	土地改良区、 その他市長 が必要と認 める者	要綱に基 づくもの	予算で 定める 額以内	
----------------	---	---------------------------------	--------------	-------------------	--

附 則

この告示は、令和8年3月3日から施行する。